



No. 1

## 紹介者 並河正明

(会員 佐伯市常盤西町)

## 【解説】

この『忠成日記』を著述した梶川氏とは、旧藩士で慶応元年(一八六五)の『佐伯武鏡覚帳』には「高五拾石三人扶持・御取次・梶川市右衛門」とある。

また明治二年(一八六九)版籍奉還後の藩政改革によって知藩事毛利高謙以下の職制は大参事・権大参事・小参事・権小参事・大属・小属・史生となり、旧藩士が割り当てられたが、梶川(市右衛門)成人は小属に配置されている。

明治五年(一八七二)の廢藩置県によって佐伯藩は佐

伯県となったが、同年大分県に統合され大分県佐伯出張所が置かれた。また大区小区制によって海部郡は第四大区となり、三十二小区に分けられた。大区には区長・権区長、小区には戸長・副戸長・保長が置かれたが、県中四郡一揆の反省から翌年には大区会所が閉鎖され、小区用務所が県庁と直結することになった。

明治十年当時、梶川氏は二十八小区から三十小区へ転任し、同四月に辞表を提出し解免されるまで、戸長を勤めている。

## 第四大区(海部郡)

▽十六小区↳二十四小区を略す。

▽二十五小区⇨海崎村・戸穴村・狩生村

▽二十六小区⇨佐伯村(塩屋村・大船繋)

▽二十七小区⇨池田村・長谷村・青山・堅田・長良村

▽二十八小区⇨木立村・吹浦・地松浦・沖松浦・有明

▽二十九小区⇨羽出浦・中越浦・丹賀・梶寄浦・大島

▽三十小区⇨色利浦・浦代・竹野浦・小浦・宮野浦

▽三十一小区⇨畑野浦・楠本浦・西野浦・竹野浦河内

▽三十二小区⇨蒲江浦・猪ノ串浦・野々河内浦・森崎

丸市尾浦・葛原浦・波当津浦・屋形島

〔本文〕

一、サイキ小学校へ出頭

十一月二十一日晴夕曇

大旧ノ十月八日

一、字劔崎私拾貳番地之内貳畝分程ノ先而麦蒔跡へ麦蒔

ス日雇岱蔵。

同二十三日晴 午前十時頃曇

十九日

一、新嘗祭 国旗建ル。

同二十四日曇

一、用務所へ出頭 本年分金禄利子御下渡ニ付ノ委任状

へ調印ス、最<sup>も</sup>受取連中ヨリ岩崎重雄ノヲ依頼ス。

楠熊三郎殿縣廳へ出頭、不在ノニ付、別段並河四郎

殿ニ印当各委任状一枚ノ岩崎儀へ依頼ス。

同二十五日晴

二十一日

同二十六日晴

二十二日

一、私ノ拾貳番地ノ内壹畝半程岱蔵相雇ノ大根曳。

明治十丁丑年

丙子小十一月十七日

大一月一日晴

一、上下着用養賢寺へ参詣。

一、年始為祝詞所々相勤候。 平服

同二日晴

十八日

一、年始為所々相勤候。

同三日晴

一、右同断

一、四大区十九小区守後浦へ畑地所有ニ付ノ名代人依託之

義、御布告ニ付、同所ノ用務所ヨリ此年達<sup>これあり</sup>し有之候間、

此年十二月三十日附ニメ名代人届出〇〇ノ同所副戸長

甲斐莊之進殿へ相頼ミノ差出候。 名代人小西久蔵ヨリ

一、同所昨九年ヨリ租税民費共出金ノ節亦相頼上納ス。

一月四日晴

旧十一月二十日

一、鷺塚市之丞殿被<sup>まいら</sup>参候。

同五日晴

二十一日

一、四大区二十八小区木立村用務所へ昨年十二月ノ七日

ヨリ佐藤拙蔵殿同伴ニテ出頭、同所金出納之計算、

泥谷健吾方借受、数日相掛り候得共、計算詰<sup>これなく</sup>ニ無<sup>また</sup>之、

又候今日ヨリノ用務所へ出頭、前件之通、泥谷健吾

方借受、計算ス。 賄等ハ用務所へ依頼目費ノ之事。

但佐藤戸長二十五小区へ転区、予ハ三十小区へ転

区ナレ共、兩人共二十八小区在職中之計算ナリ。

同六日晴

二十二日

一、滞在計算。

一、小林区戸出頭面会。

一、村走嘉門佐伯村へ行、桑樹二株送ル。

同七日晴

二十三日

一、滞在計算。

同八日晴

二十四日

一、右同断。

同九日曇午前十時霽

二十五日

一、右同断。

同十日晴

二十六日

同十一日晴

二十七日

一、二十八小区会斗方計算、此日迄ニテ出来ニ付／副戸

石丸梯作殿、同武藤要作殿、宮崎民五郎殿立会、帳

簿并有金相改メ／預ケ置、拙者・佐藤拙藏殿、午前

九時／頃木立村出立。

一、用事有之、佐藤拙藏殿えハ泥谷健／吾方出立、直様

相分カレ佐藤氏ハ帰省／拙者ハ木立村棧敷ニテ永野

又四郎／方へ参り用便イタシ畢テ帰省。

一、本家へ参ル。

一月十二日晴

旧十一月二十八日

一、浦代小林隆吉殿ヨリ書状到来。

一、家僕徳藏父来。

同十三日晴

二十九日

一、午前九時頃佐伯村出立三十小区用務／所え出頭ス。

但、徳藏召連レ夜具持参。

同十四日晴 前九時雪少降又晴夜雪

丙子大 旧十二月一日也

同十五日晴

二日

同十六日曇 三十二度

三日

同十七日曇 四十度

四日

一、二十八小区有明浦阿部惣治郎ヨリ当区小浦／小武宗

平へ金子貸附出訴ノ処、宗平義／商用トシテ出船中

留守ニ付、同人義婦迄／相待候様、惣治郎代牧藏へ

申聞ケ引取セル。

一、午後二時、副戸長甲斐補助殿・同古川卓爾殿／帰省。

一、竊讓殿測量トシテ竹野浦へ出張之処、用務へ帰り直

様同所へ出張ス。

同十八日晴 四十四度

五日

一、午後四時、区长小林隆吉殿出頭。

同十九日晴 四十五度

六日

同二十日雨 大寒四十二度

七日

一、四大区二十八小区用務所、当三十小区用務所へ／同居、今日引移り最二階也。

同二十一日晴 三十一度

八日

一、当用務所・村走新助、給料壹ヶ年金拾九円二定／同平五郎ハ暇ノ事。

一、二十八小区用務所ヨリ来、村走八藏壹ヶ年給金／弐十円二定。

一、同女一人壹ヶ年九円五十錢二定。

一月二十二日晴

丙子十二月九日

一、昨九年十・十一・十二月分月給、筆墨料・宿料／共受取、最宿料ハ用務所賄費ニ直様差出／二付、引除残金受取也。

一、甲斐補助殿出頭。

同二十三日 曇夕雨

十日

一、宿元へ手紙出返事参。

一、二十八小区戸長・浅沢年素殿出頭。

一、大塚哲一郎帰省。

同二十四日 雨

十一日

同二十五日 曇

十二日

一、午後六時、小林隆吉殿帰省。

同二十六日 晴

十三日

一、二十八小区副戸長河野速水殿、昨年分租税二納／金為上納参廳、今日居村へ帰宅ニ付、布令／辞弁講求相依頼ス。

一、二十八小区副戸長・武藤要佑殿帰省。

同二十七日 晴

十四日

一、当区地券税二納、并民費金上納ニ付、副戸長・田川／儀十郎殿参廳ニ付、午後四時頃帰省。

一、二十八小区戸長・浅沢成章殿帰省。

一、同副戸長・穂積太七殿帰省。

一、同村走又蔵帰省。

同二十八日 晴 三十八度

十五日

一、日曜休

同二十九日 雨雪交 三十六度

十六日

一、大塚哲一郎殿出頭。

同三十日 晴 三十三度

十七日

一、孝明天皇祭休日

一、午後四時、区长小林隆吉殿出頭。

同三十一日 曇

十八日

二月一日 曇 三十六度

丙子十二月十九日也

一、ワルサ山鹿狩二行。

同二日 曇 前十時頃霽

二十日

一、午前九時三十小区用務所出立、二十八小区内ノ沖松

浦伍長・加藤初蔵方へ立越、昨年ノ三月中租税上納

之節、振替置候金子ノ返済方及催促候処、内返済則

受取ノ残之儀者、来ル旧ノ二十五日限結約、午後ノ

二時頃同人方出立、午後四時頃佐伯村ノ用務所へ参

渡辺潤平へ小林隆吉殿ヨリノ依頼之金札相渡シ受取

証一葉受取之。同刻帰宅。

同三日 曇 午前十時霽

二十一日

一、本家へ参。

一、浦代浦農織戸八郎来テ小林氏ヨリ之ノ口上ヲ以、奥

印ヲ乞フ、則奥印致証券二枚ノ共相渡。

一、節分。

同四日 雨

二十二日

一、鷺塚市之丞殿被<sup>まいら</sup>参候。

同五日 晴

二十三日

一、佐藤増右衛門殿御入来。

一、池田村肥川松蔵、作徳米持来ル。

同六日 雨

二十四日

一、満江武殿御入来。

一、石丸悌作殿方へ田中牧太郎返金之件二付、手簡ノ差

出ス、返簡来。

同七日 曇

二十五日

一、二十六小区用務所へ出頭、新規造船焼印願三通、板

札相添。幸便次第差出ノ儀、墨田省吾殿へ依頼之布

令字辨一冊以使届来ル。

一、用務所村走又蔵来。

一、肥川喜四郎来。

一、家僕徳蔵<sup>ねと</sup>昨日給金渡。

二月八日 曇

旧子十二月二十六日

一、佐藤増右衛門殿方へ伺う。

一、午後五時用務所へ出頭。

一、二十八小区副戸長・穂積太七殿、午後六時出衛。

同九日 曇

二十七日

一、小林隆吉殿・甲斐補助殿、午後一時帰宅。

同十日 雨

二十八日

一、富沢潤吾殿来テ奥印ヲ乞フ、区长手簡アリ。

同十一日 曇

二十九日